

LLPについて ～ビジネスパーソンのためのLLP講座

2006年2月27日

ワクワク経済研究所LLP
パートナー 保田隆明
thoda@yahoo.co.jp
<http://chou.seesaa.net>

LLPの概要

経済産業省主導による立法 & 施行 (2005年8月より)

	概要	留意点
目的、狙い	創業を促し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材の共同事業を振興するため (経済産業省)	創業を促すものであり、起業を促すものではない
何の略？	Limited Liability Partnershipの略。日本語では有限責任事業組合	単に有限責任な事業組合ということ。つまり組合
で、なにもの？	会社ではない新しい組織形態。パートナーシップ制による組織形態。登記は必要	極論的には夫婦制度の延長みたいなもの
設立件数	2005年8月の法律施行後から2006年1月までの半年間での設立事例は約180	認知度、活用度合いはこれから

**起業促進のため！とよく言われるが
正確には創業促進の側面が強い**

LLPの概要(続き)

経営と所有が同じなので...

	概要	留意点
所有と経営 が一緒	出資者は業務執行もすることが必要。出資のみを行うことはできない	会社形態と大きく異なる点
当初必要 メンバー数	パートナー制であるがゆえに、最低2人以上で設立が可能となる	いわゆる一人起業は不可能
最低出資金	1円以上でよい	新会社法での会社出資金最低額(1円)と同じ
経営形態 ガバナンス形態	パートナー全員が同等の扱い。社長は存在しない。所有と経営が同じなので、取締役会も存在しない	肩書きは「パートナー」。海外では10人以下のLLPが大半)

取締役、監査役など、最近話題の
「外部者による経営監視」の発想はない

LLPに適した業種

個人でもできる仕事、産学連携やジョイントベンチャー事業には適している

コメント

コンサルティング

- ✓ 金融コンサルティング、経営コンサルティングなど
- ✓ 弁護士や会計士など「士業」にLLPは使ってはいけない。ただし、法律コンサルティング、会計コンサルティングなどで使うことは可能

クリエイティブ業

- ✓ ウェブ制作、プログラマー集団、映像制作など
- ✓ 美容師、ライター、デザイナーなど

産学連携・ ジョイントベンチ ャー事業

- ✓ 企業が資金のほとんどを提供し、学校側が人（研究者）、アイデア、技術などを提供する場合を想定
- ✓ 会社形態では、出資に応じた利益配分だが、LLPでは、出資が少ない研究者でも貢献度に応じて利益を厚くもらえる

それ以外の業種、目的には
向いていないと思ったほうが賢明

LLPのメリット

設立しやすく、税金が安く、収益配分が柔軟

設立コストが安い

- ✓ 株式会社、有限会社を設立するコストの半分以下 (登記料6万円)
- ✓ 定款作成 & 認証は必要ない

税金メリット

- ✓ LLPは法人ではないので、法人税がかからない
- ✓ 収益は全額出資者に分配され、出資者のほかの所得との合計に対して所得税がかかる⁽¹⁾

収益配分が柔軟

- ✓ 出資配分によらない収益の分配が可能

期間限定

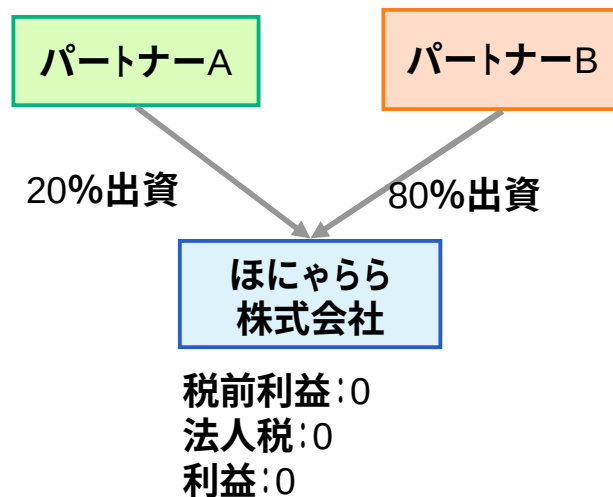
- ✓ LLPは設立時に存続期間を決めるので、プロジェクトなどに向いている (会社だとわざわざ解散手続きが必要)

(1) 所得税率は個人によってさまざまだが、法人税率(約40%)よりは低くなる人の方が多いはず。またLLPで損失を出した場合は、その損失を自分の他の所得と通算できるので税金上お徳

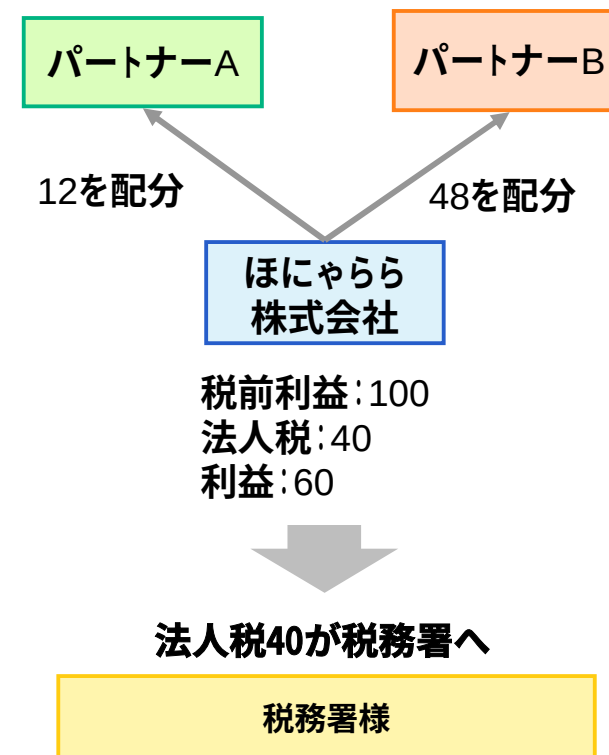
税金のメリット: ケーススタディ (会社の場合)

会社には法人税がかかる

設立時



1年後: 収益配分の流れ (利益の全額を配当と仮定)

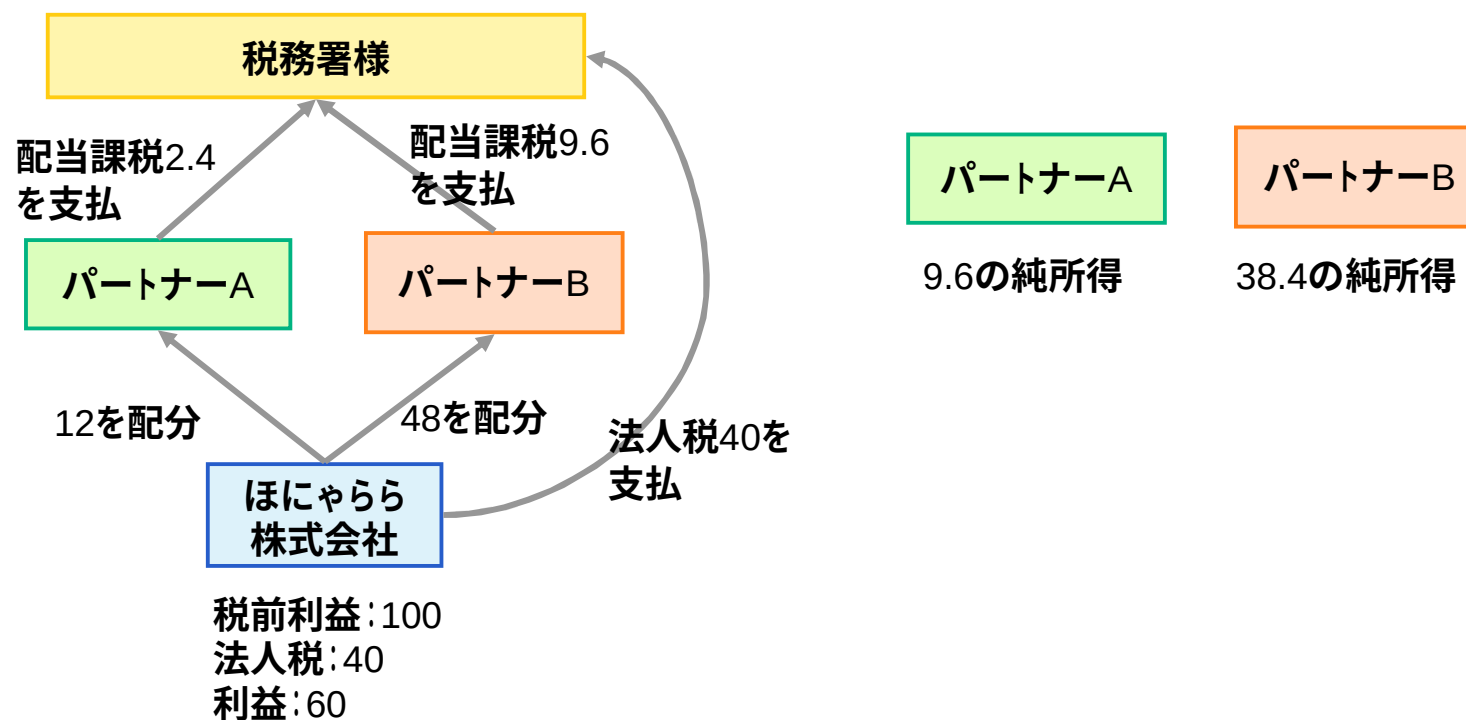


税金のメリット: ケーススタディ (会社の場合)

法人税を払った後の利益が配当となり、配当にも税金がかかる

1年後: 税金の流れ

1年後: 最終的な純所得

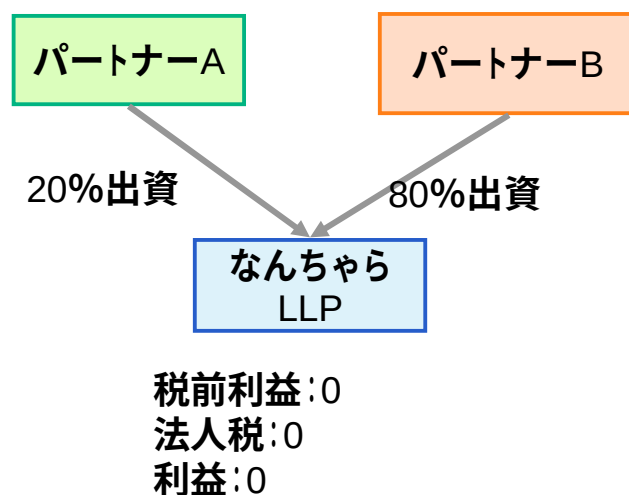


(1) 配当課税は20%を想定。法人税は40%を想定

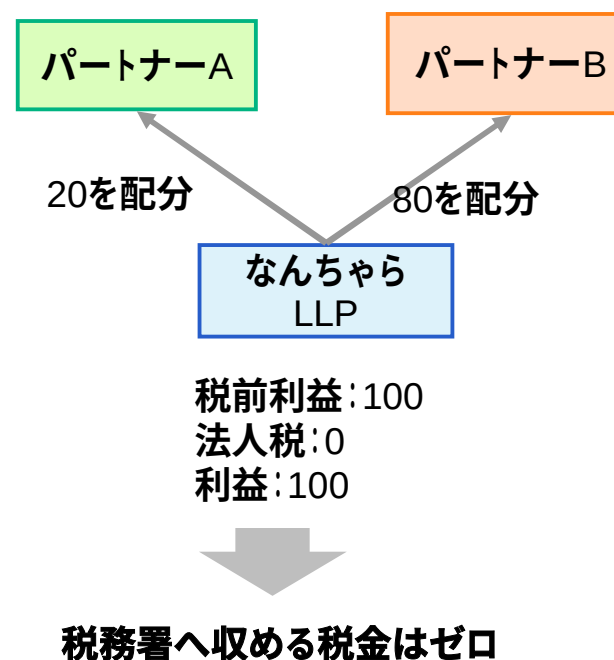
税金のメリット: ケーススタディ (LLPの場合)

LLPは法人ではないので、税金はゼロ

設立時



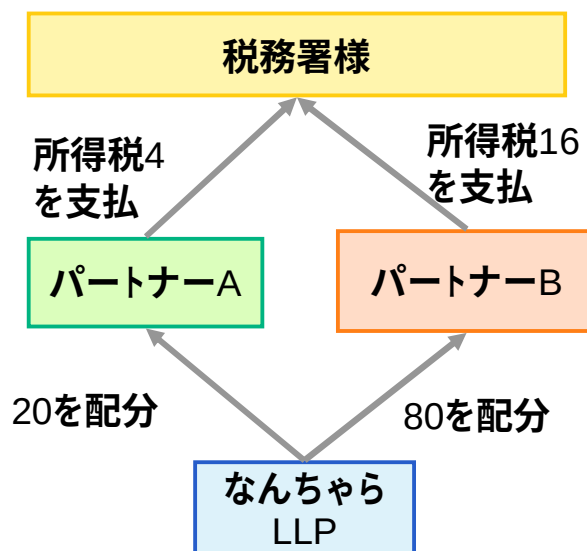
1年後: 収益配分の流れ
(出資割合に応じた配分と仮定)



税金のメリット: ケーススタディ (LLPの場合)

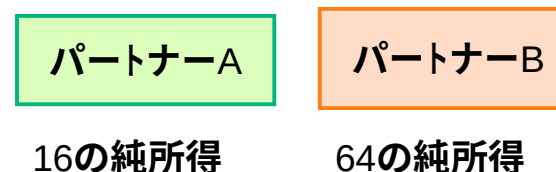
税前利益がそのまま配分利益となり、所得税がかかる

1年後: 税金の流れ

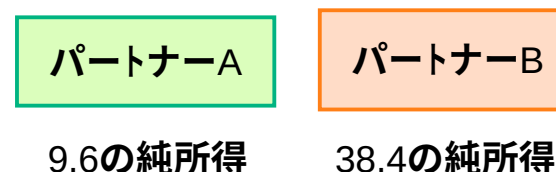


税前利益: 100
法人税: 0
利益: 100

1年後: 最終的な純所得



参考) 会社の場合の1年後の最終的な純所得



出資者の最終所得では1.7倍違ってくる

- (1) 所得税は20%を想定。所得税率は所得に応じて10%~37%まで変化する。所得が多いほど所得税が高い。したがって、所得税率が高い場合は、LLP形式を用いるタックスメリットは小さくなるが、それでもダブルタックスを避けることは可能

ダブルタックスは避けられる

LLPのデメリット

会社形態では当然にできていることができない

法人ではないので、最終的には個人契約

- ✓ 契約する場合は「〇〇有限責任事業組合 組合員 保田隆明」となり、最終的には個人契約的
- ✓ 一方、契約内容はLLPの他の組合員にも及ぶ

資金調達には向かない

- ✓ 法人ではないので、銀行から融資が受けにくい
- ✓ LLPへの融資制度は徐々に整備されつつあるがまだまだ

株式公開はできない

- ✓ 株式会社ではないので、株式上場は不可能
- ✓ 株式やストックオプションなどによる従業員インセンティブ付与はできない

会社への組織形態の変更ができない

- ✓ 将来株式会社化しなくなってもできない
- ✓ LLPを一度解散して、再度会社を設立する必要

ワークスタイルの柔軟化が目的

起業用ではなく、むしろさまざまなワークスタイルの提供が目的と捕らえるべき

コメント

1円起業制度

起業促進のために導入されたものであり、起業促進はこれで十分

新会社法

会社に関する法律、決まりをすっきりとさせることが目的であり、起業促進ではない

LLP

会社制度のメリットが必要ない人たち (資金調達の必要がない、所有と経営の分離が必要ない、株式公開なんてやらない) に対しての新しい組織形態

専門性の高い人たちの集団が増えればLLPが増えていく可能性

普及にむけた今後の課題

大企業間のJV事業、産学連携促進、および脱税行為の防止

	内容	コメント
大企業間のJV事業	日テレとドコモが共同LLPを設立するなどの事例が登場。今後、この流れが続けばLLPも定着するか？	経済産業省から各企業への働きかけが重要か
産学連携	資金面で不利な「学」にとっては、有益かつ、利便性が高い	LLPの収支比率によらない収益配分制度を用いることのメリットをどこまで「産」側に納得してもらうか
脱税行為の防止	法人税がかからないこと、そして、収益の配分が自由であるため、脱税のためのハコとして使われる可能性がある	LLPが日本に根付く前に脱税行為が出てくると信用度を完全に失う
投資業でのLLPの活用？	出資するだけの人が存在として認められないため、投資業での活用は基本的には不可。投資業での活用が可能となれば起爆剤にはなりうるか ⁽¹⁾	投資業での活用こそ、脱税に結びつく可能性があり、投資業でのLLP導入は難しいか

(1) 投資事業組合とLLPを組み合わせた形でLLPを投資業に使うケースも出てきており、それらへの対応が注目される

「こういうときに使えばいいんだ！」という事例がもっと出てくれば・・・

実際にLLPを作って活動してみた感想

ワクワク経済研究所LLP:2005年11月に設立し、現在稼働中

コメント

事業概要

経済、M&A、ファイナンスのことを分かりやすく説明する専門家集団によるメディア活動事業、コンサルティング事業を主とする

会社ではなく LLPにした理由

1) 設立者の保田が既に株式会社も有限会社も作ったことがあったので、とにかくLLPを作るってのはどんなのかやってみたかった、2) こういう新しい経済制度を知っていると賢そうに見えるかな? という下心、3) 税金上のメリット

LLPで良かった なと思ったこと

LLPを知っている人ということで取材されたりすることが多い(自分の事業の宣伝機会となる:これは当初もくろみどおり)

LLPで不便だったこと

毎日が不便(笑)。名刺交換をするたびにLLPとは何だということを説明して回る必要がある。契約書、請求書などでの名称がやたらと長い。やはりLLPの認知度向上までは自らがLLPの宣教師になるぐらいでやるべきだと思っている

**はっきり言って、まだまだ認知度不足ゆえに不便なことが多い。
決算を締めて税金メリットを実感できれば話は変わってくるかと思うが...**